

徳島県看護師等修学資金貸与事業のご案内

徳島県では、県内で看護職員として働く意思のある看護学生に対して、無利子で修学資金を貸与します。免許取得後、県内の医療機関等に一定期間従事すれば返還が一部又は全額免除されます。

対象者

- 1. 養成施設修学資金: 保健師・助産師・看護師・准看護師養成所の学生
- 2. 修士課程修学資金: 看護に関する修士課程に在学する学生(看護師免許保有者)

※貸与を受けるにあたって、県内在住の連帯保証人を2名立てる必要があります。
※他の奨学金との併用も可能です(併用先の規定等により不可の場合を除く)。

貸与額(月額上限)

設置主体	保健師・助産師・看護師	准看護師	修士課程
国立・公立	32,000円	15,000円	国内:83,000円 海外:200,000円
民間立	36,000円	21,000円	

返還免除

- 1. 養成施設修学資金: 卒業後1年以内に免許取得し、その後直ちに、徳島県内の返還免除施設で引き続き5年間勤務したとき
- 2. 修士課程修学資金: 修士課程修了日から1年以内に、徳島県内の返還免除施設で引き続き5年間勤務したとき

【返還免除施設】

- ①病院 ②診療所 ③助産所 ④介護老人保健施設 ⑤介護医療院
- ⑥こども家庭センター(助産師のみ)
- ⑦介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問看護に限る。)を行う事業所等

返還

退学、県内の返還免除施設以外に就職、1年以内の免許未取得などの場合は返還が必要です。

方法: 一括、半年賦、月賦のいずれか

期間: 貸与期間に相当する期間

お問い合わせ先

徳島県保健福祉部医療政策課 看護担当
〒770-8570 徳島市万代町1-1
TEL: 088-621-2195 / FAX: 088-621-2898